

地方独立行政法人下関市立市民病院 第3期中期計画

前文

第1 中期計画の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院が担う役割

- (1) 診療機能等の充実
- (2) 地域医療への貢献
- (3) へき地医療拠点病院としての役割強化
- (4) 災害時及び感染症流行時における対応

2 患者サービスの向上

- (1) 患者中心のチーム医療の充実
- (2) 職員の接遇向上
- (3) ボランティアとの連携によるサービス向上

3 医療提供体制の充実

- (1) 医療従事者の確保
- (2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

4 医療に関する調査及び研究

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の充実

- (1) 業務運営体制の構築
- (2) 事務職員の人材確保及び育成強化
- (3) 外部評価等の活用
- (4) 内部統制の充実・強化
- (5) 情報公開
- (6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

2 やりがいを持てる病院づくり

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 安定した経営基盤の確立

- 2 収益の確保
- 3 経費の適正管理
- 4 計画的な施設及び医療機器の整備
- 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
 - 1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力
- 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 1 予算（令和2年度から令和5年度まで）
 - 2 収支計画（令和2年度から令和5年度まで）
 - 3 資金計画（令和2年度から令和5年度まで）
- 第7 短期借入金の限度額
 - 1 限度額
 - 2 想定される短期借入金の発生事由
- 第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画及びその他重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第9 剰余金の使途
- 第10 料金に関する事項
 - 1 料金
 - 2 料金の減免等
 - 3 料金の還付
- 第11 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項
 - 1 施設及び設備に関する計画
 - 2 中期目標の期間を超える債務負担
 - 3 積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人下関市立市民病院は、平成24年4月の設立以来、これまで地方独立行政法人制度の特長を生かし、柔軟かつ機動的な病院経営の下、中期目標の達成に取り組んできた。

下関市長から指示された第3期中期目標においては、山口県保健医療計画及び山口県地域医療構想並びに下関市地域医療の確保に関する基本計画を踏まえ、引き続き市民のニーズに応じた最善の医療の提供等が示されており、今後も下関医療圏の中核病院として、高度急性期・急性期医療を担うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とし、以下の基本理念、基本方針の下、次のとおり中期計画を定める。

【基本理念】

“安心の優しい医療を提供し、市民から信頼される病院を目指します”

【基本方針】

- 市民のニーズに応じた最善の医療を提供します。
- 重点診療項目として、悪性疾患、救急及び生活習慣病に取り組めます。
- 安定した健全な病院経営を目指します。

第 1 中期計画の期間

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院が担う役割

(1) 診療機能等の充実

- ・下関医療圏における高度急性期・急性期医療を担う病院としての役割を果たし、DPC 対象病院としての診療情報データの比較分析を行うことにより、医療の質の向上に努める。
- ・市民のニーズが多い新生物系（悪性腫瘍など）、循環器系や筋骨格系の疾病について、市民病院としての高度医療に取り組む。
- ・緩和ケア病棟の活用により、患者の苦痛を和らげることのできる環境を整えるとともに、がん患者に対しての相談体制の充実を図る。
- ・医師等の人的資源を確保し、輪番制による当番日はもとより、当番日以外の日においても断らない救急体制の整備に努める。
- ・引き続き、健診センターの実施体制を充実させるとともに、生活習慣病をはじめ各種疾病に関する知識の普及・啓発を行うことにより、予防医療の充実に努める。

指 標	令和元年度見込	令和 5 年度目標
手術件数	2, 500 件	2, 700 件
冠動脈形成術（PCI）実施件数	175 件	200 件
消化管内視鏡治療件数	410 件	450 件
外来化学療法実施件数	2, 200 件	2, 400 件
がん登録件数	680 件	700 件
がん相談件数	650 件	700 件
救急車搬送受入件数	2, 500 件	2, 700 件
救急患者数	5, 400 人	6, 000 人

当番日における受入不能症例件数	10件	0件
健康教室参加者数	100人	150人

(2) 地域医療への貢献

- ・ 山口県地域医療構想に基づき、下関医療圏地域医療構想調整会議において示された基幹病院へ参画するにあたり、必要な事項の検討を行う。
- ・ 地域連携室の機能充実を図り、紹介患者が当院にかかりやすい環境の整備に努めるとともに、入院患者が在宅や地域の医療機関にスムーズに退院できるよう相談窓口の充実に努める。
- ・ 総合診療の部門を持ち、プライマリ・ケアの研修・指導を実施することが可能な体制の整備に努める。
- ・ 在宅で療養を行っている患者が病状の急変等により入院が必要となった場合に、在宅医療を提供する医療機関と連携し、円滑な入院受入れを行う。
- ・ 医学生や看護学生をはじめ医療従事者を志す学生の実習受入れを積極的に行うとともに、中高生に対する職業体験等を実施し、病院全体として将来における地域医療の担い手の育成に努める。
- ・ 引き続き、復職支援セミナーを開催するなど、潜在看護師の再就職を支援する。

指 標	令和元年度見込	令和5年度目標
紹介率	70%	80%
逆紹介率	120%	130%
在宅患者緊急入院診療加算 算定件数	150件	200件

(3) へき地医療拠点病院としての役割強化

- ・ 市立豊田中央病院と連携を図るとともに、へき地（蓋井島）への巡回診療を継続するなど、へき地医療拠点病院として求められる支援を積極的に行う。

(4) 災害時及び感染症流行時における対応

- ・災害拠点病院として、平時より県内の他の災害拠点病院及び市消防本部と連携を密にし、災害訓練に参加するとともに、災害発生時には迅速かつ効果的に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う。併せて、医療機能の維持・早期回復のためのマニュアルや業務継続計画の充実に努める。
- ・第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき入院が必要な感染症患者を受け入れるとともに、新型インフルエンザ等の感染症の流行時においては、市の要請に応じ迅速な対応を行う。

2 患者サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

- ・患者自らが受ける医療を十分理解し、納得の上で自分にあった治療法を選択できるようインフォームド・コンセントの徹底を図るとともに、患者の安全確保に万全の対応を行うことができるよう医療安全管理体制の充実に努める。
- ・患者又はその家族からの医学的質問及び生活並びに入院中の不安等の様々な相談に対応するよう患者サポート体制の充実に努める。
- ・専門スタッフがそれぞれの知識を持ち寄り、総合的かつ専門的なチーム医療を実践することにより、患者に最適な治療方針を検討する。
- ・標準的かつ効率的な医療を推進し、患者の負担軽減を図るため、クリニカルパスの積極的な活用に取り組む。

指 標	令和元年度見込	令和5年度目標
インフォームド・コンセント時における医療従事者の同席率	96.4%	100%
クリニカルパス適用件数	3,500件	3,700件

(2) 職員の接遇向上

- ・患者満足度（C S）調査については、常に患者の視点に立ったテーマを持ち、定期的の実施することにより、患者ニーズを的確に把握し、患者サービスの向上に反映させる。特に、職員の接遇については、研修計画により効果的な教育を実施することで、接遇・応対力の向上を図る。

指 標	令和元年度見込	令和5年度目標
患者満足度調査アンケート結果	90点	90点
接遇研修参加率（委託業者含む）	37%	50%

(3) ボランティアとの連携によるサービス向上

- ・院内ボランティアを有効に活用することにより、常に市民や患者の目線に立ったサービスの向上に努める。

3 医療提供体制の充実

(1) 医療従事者の確保

- ・新専門医制度による連携病院として、大学医局との連携強化を図り、医師に選ばれる病院となるよう努める。
- ・市内、県内外の看護学校との連携を図り、看護実習受入施設としての機能充実を図ることにより、引き続き新卒者の看護師の確保に努める。
- ・薬剤師の病棟配置や臨床工学技士の24時間体制に対応するよう、医療技術員の確保に努める。

(2) 医療従事者の専門性・医療技術の向上

- ・医療職の専門性を高めるため、医師、看護師、医療技術職員など医療スタッフを、院外の研修に積極的に参加させる。
- ・新たに構築した看護キャリア開発ラダーを活用し、個々のキャリア開発を行うとともに、院内での看護管理者の育成を推進する。
- ・認定看護師教育課程及び特定行為研修に係る看護師の育成については、

計画的かつ戦略的に行うとともに、職員が資格を取得する際には積極的な支援を行う。

指 標	令和元年度見込	令和5年度目標
学会・研究会発表件数	80件	100件
共同研究件数（倫理研究委員会報告）	10件	15件
初期臨床研修医マッチング数	5人	5人
認定看護師数	10人	16人

4 医療に関する調査及び研究

- ・治験については、倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性を十分調査し、新薬の開発等に貢献する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営管理体制の充実

(1) 業務運営体制の構築

- ・診療報酬の改定や患者の意向調査などを踏まえた経営戦略を実行するため、経営企画部門の体制を強化する。
- ・法人経営にかかる決定機関である理事会に経営情報を集約することにより、理事長のリーダーシップの下、中・長期的な観点から重要事項の意思決定を行う。

(2) 事務職員の人材確保及び育成強化

- ・事務職員については、引き続き派遣職員からプロパー職員に切り替えることにより、医事業務や施設基準管理など専門性に特化した職員の育成に努める。

(3) 外部評価等の活用

- ・病院機能評価等の認定更新に取り組むとともに、地方独立行政法人法

に基づいた市の評価等を受け、業務の改善を図る。

(4) 内部統制の充実・強化

- ・業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を行う。
- ・市立病院として、医療法をはじめとする関係法令を遵守するため、法人としてのコンプライアンス推進要綱により法人職員（委託業者を含む。）全員に徹底する。

(5) 情報公開

- ・診療録（カルテ）等については適正に管理するとともに、個人情報の保護については、電子カルテなど電子媒体はもとより、電子カルテ移行前の紙カルテについても万全を期す。なお、開示請求があった場合には、下関市個人情報保護条例に準じた規程により適切に対処する。
- ・情報公開については、下関市情報公開条例に準じた規程により適切に対処する。

(6) 医療知識の普及啓発及び情報発信

- ・市民公開講座や市民の保健室の開催など、市立病院として市民が必要としている医療に関する情報の普及啓発に努めるとともに、市立病院として市民にも医師、看護師などにも選ばれる病院となるようPRを積極的に行う。

指 標	令和元年度見込	令和5年度目標
市民公開講座受講者数	200人	220人
市民の保健室来院者数	250人	300人

2 やりがいを持てる病院づくり

- ・職員がやりがいを持てるよう人事評価制度の充実を図るとともに、評価と昇任・昇格を連携するなど、年齢や勤続年数にとらわれない人事

評価制度を確立する。

- ・働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、勤務負担軽減及び時間外労働の短縮に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 安定した経営基盤の確立

- ・部門別の収支分析や同規模病院との比較による分析を行い、経営改善を進める。

2 収益の確保

- ・地域連携室を中心に病床管理を効率的に行うことにより、病床稼働率の向上を図る。
- ・医学管理料の算定率向上活動を継続的に行い、収益の確保はもとより医療の質の向上及び患者満足度の向上を図る。
- ・医療事務業務の委託業者との連携を密にすることにより、診療報酬の請求漏れや査定による減額の防止を図る。
- ・夜間診療における医療費預かり制度や入金確認後の退院手続きを徹底することにより、未収金とならない対策を講じる。

指 標	令和元年度見込	令和5年度目標
経常収支比率	100.3%	100.7%
医業収支比率	96.5%	98.0%
病床稼働率	75%	78%
入院診療単価	68,000円	68,000円
外来診療単価	19,000円	19,000円
査定率	0.33%	0.20%
返戻率	1.23%	1.00%
委託による未収金回収率	30%	35%

3 経費の適正管理

- ・人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進等費用の適正化を図る。

指 標	令和元年度見込	令和5年度目標
人件費比率	53.3%	53.1%
診療材料経費削減率	30.0%	35.0%
後発医薬品使用比率	82.3%	85.0%

4 計画的な施設及び医療機器の整備

- ・院内設備の更新・補修を着実に実行することにより、従前から課題であった施設の問題点を解消する。
- ・老朽化した医療機器を計画的に整備・更新することにより、医療の質を高める。特に高度医療機器の更新については、将来にわたる計画を明確にし、効率的かつ効果的に実施する。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 市の健康福祉関連施策への積極的な協力

- ・市立病院として、下関市が実施する健康福祉関連施策に対して積極的な協力を行う。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和2年度から令和5年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額	
収入			
営業収益		4 1, 3 5 9	
	医業収益	3 8, 3 4 6	
	運営費負担金等収益	2, 2 2 4	
	その他営業収益	7 8 8	
営業外収益		3 2 2	
	運営費負担金等収益	2 9	
	その他営業外収益	2 9 4	
資本収入		3, 0 4 0	
	運営費負担金等	1, 5 2 4	
	長期借入金	1, 5 1 6	
	その他資本収入	0	
計		4 4, 7 2 1	
支出			
営業費用		4 0, 0 2 0	
	医業費用	3 9, 0 4 3	
		給与費	1 9, 8 4 4
		材料費	1 3, 2 6 9
		経費	5, 7 8 8
		研究研修費	1 4 2
	一般管理費	9 7 6	
営業外費用		7 2	
資本支出		4, 4 0 2	
	建設改良費	1, 5 1 6	
	償還金	2, 8 4 6	
	その他の資本支出	4 0	
計		4 4, 4 9 4	

(注記)

- 1 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているもので、合計とは一致しないものがある。
- 2 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中、20,792百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金等の見積り]

救急医療、小児医療などの不採算医療に係る経費については、総務省繰出基準に準じて算定された額とする。

なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成とする。

2 収支計画（令和2年度から令和5年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益の部		43,217
	営業収益	42,922
	医業収益	39,058
	運営費負担金等収益	3,748
	補助金等収益	76
	資産見返負債戻入	39
	営業外収益	296
	運営費負担金等収益	29
	その他営業外収益	267
	臨時収益	0
費用の部		43,042
	営業費用	42,970
	医業費用	40,512
	給与費	19,844
	材料費	12,063
	経費	5,262
	減価償却費	3,201
	研究研修費	142
	一般管理費	976
	その他営業費用	1,482
	営業外費用	72
	臨時損失	0
純利益		175
目的別積立金取崩額		0
総利益		175

（注記）

計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているので、合計とは一致しないものがある。

3 資金計画（令和2年度から令和5年度まで）

（単位：百万円）

区 分		金 額	
資金収入		4 5, 6 3 8	
	業務活動による収入		4 1, 6 8 1
		診療業務による収入	3 8, 3 4 6
		運営費負担金等による収入	2, 2 5 3
		その他の業務活動による収入	1, 0 8 2
	投資活動による収入		1, 5 2 4
		運営費負担金等による収入	1, 5 2 4
		その他の投資活動による収入	0
	財務活動による収入		1, 5 1 6
		長期借入れによる収入	1, 5 1 6
		その他の財務活動による収入	0
	前期からの繰越金		9 1 7
資金支出		4 4, 4 9 4	
	業務活動による支出		4 0, 0 9 2
		給与費支出	2 0, 8 2 0
		材料費支出	1 3, 2 6 9
		その他の業務活動による支出	6, 0 0 2
	投資活動による支出		1, 5 5 6
		有形固定資産の取得による支出	1, 5 1 6
		その他の投資活動による支出	4 0
	財務活動による支出		2, 8 4 6
		長期借入金の返済による支出	2, 7 3 4
		移行前地方債償還債務の償還による支出	1 1 2
		その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金		1, 1 4 4	

（注記）

計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているので、合計とは一致しないものがある。

第 7 短期借入金の限度額

1 限度額 1, 0 0 0 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

退職手当及び賞与の支給等、一時的な多額の出費への対応

第 8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画及びその他重要な財産を譲渡

し、又は担保に供する計画

老朽化した医師公舎の土地及び建物を下関市に納付する。

第 9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第 1 0 料金に関する事項

1 料金

理事長は、病院の診療料及びその他の諸料金として、次に掲げる額を徴収する。

(1) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 6 条第 2 項（同法第 1 4 9 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 1 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額

(2) 健康保険法第 8 5 条第 2 項及び第 8 5 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 1 4 9 条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 7 4 条第 2 項及び第 7 5 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額

(3) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額

2 料金の減免等

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免し、又は料金の徴収を猶予することができる。

3 料金の還付

既納の料金は還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 1 1 地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画 (単位:百万円)

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
医療機器整備	1, 2 6 4	下関市からの 長期借入金等
院内施設整備	2 5 2	

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務 (単位:百万円)

項 目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1 1 2	1 2 0	2 3 2

(2) 長期借入金 (単位:百万円)

項 目	期間内償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	2, 7 3 4	2, 7 2 2	5, 4 5 6

3 積立金の処分にに関する計画

なし